

第 55 回福岡県身体障害者体育大会

大会要綱・申込書

【陸 上 競 技】

【フライングディスク競技】

【アーチェリー競技】

【卓 球 競 技】

開催日 平成 29 年 5 月 3 日（祝・水）【雨天決行】

会 場 東平尾公園 博多の森陸上競技場・補助競技場
クローバープラザ アリーナ棟
体育室・卓球室・アーチェリー場

主 催 福岡県、福岡県教育委員会、(福) 福岡県社会福祉協議会、
(公財) 福岡県身体障害者福祉協会、福岡県身体障害者施設協議会、
(福) 福岡県聴覚障害者協会、(福) 福岡県盲人協会、
福岡県障害者スポーツ協会

福岡県身体障害者体育大会開催要綱

1 目 的

身体障害児者がスポーツに参加することを通じて、スポーツに親しみ、喜び楽しむとともに、体力の維持・増進を図り、身体障害児者の自立と社会参加、県民の身体障害者に対する理解促進に寄与し、もって障害者スポーツの普及・振興を目的とする。

2 主 催

福岡県、福岡県教育委員会、(福)福岡県社会福祉協議会、
(公財)福岡県身体障害者福祉協会、福岡県身体障害者施設協議会、
(福)福岡県聴覚障害者協会、(福)福岡県盲人協会、福岡県障害者スポーツ協会(順不同)

3 主 管

(一財)福岡陸上競技協会、福岡県アーチェリー協会、福岡県卓球協会、
ふくおか障害者フライングディスク協会(順不同)

4 後 援(予定)

福岡県市長会、福岡県町村会、(公財)福岡県体育協会、(公社)福岡県医師会、
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 福岡障害者職業センター、
朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、西日本新聞社、産経新聞社、
(株)時事通信社福岡支社、RKB毎日放送、NHK福岡放送局、FBS福岡放送、
九州朝日放送、TNCテレビ西日本、TVQ九州放送(順不同)

5 協 賛(予定)

福岡筑前ライオンズクラブ、大塚製薬株式会社福岡支店(順不同)

6 実施競技種目

全国障害者スポーツ大会競技規則に定められた個人競技種目の陸上競技、フライングディスク競技、卓球競技、アーチェリー競技を実施する。

7 参加資格

(1) 参加選手

競技に参加できる選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者。
- イ 每年4月1日現在、13歳以上の者。
- ウ 県内に現住所(住民票のある地)を有する者、または県内の施設や学校等に入所、通所及び通学している者。(ただし、政令市は除く)
- エ 大会参加前に競技出場の可否について医師の診断を受ける等、大会に参加することを適当と認められた者。(内部障害のある者及び高血圧、心臓病等の持病がある者は、必ず医師の診断を受けるものとする。)

(2) 選手団及び引率役員

選手団は各市、郡、施設、学校等の単位で選手団を編成するもの。また、各選手団に適当な引率役員を配置すること。ただし、市町村にあっては、福祉事務所など関係行政機関の引率役員(職員)を配置すること。

8 競技規則

適用する競技規則は、(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び別に定める大会実施要領に準ずるものとする。

9 参加出場種目数

出場種目は一人一種目とする。

10 参加費用

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

11 健康・安全管理

参加選手団員の健康・安全管理は、選手団及び参加団体において十分に配慮するものとする。主催者は、応急処置のみを行うものとする。なお、主催者において傷害保険に一括加入する。

12 順位の決定及び表彰

順位の決定及び表彰は、各競技種目の組別、区分別に行う。

13 大会事務局

福岡県障害者スポーツ協会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228

14 その他

この要綱に定めるもののほか、大会の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第55回福岡県身体障害者体育大会実施要領

1 開催日時

平成29年5月3日（祝・水） 10時30分～16時00分 【雨天決行】

2 実施競技及び会場

- 【開会式】 福岡市東平尾公園 博多の森陸上競技場
- 【陸上競技】 福岡市東平尾公園 博多の森陸上競技場
- 【フライングディスク競技】 福岡市東平尾公園 博多の森陸上競技場・補助競技場
- 【卓球競技】 クローバープラザ アリーナ棟・体育館・卓球室
- 【アーチェリー競技】 クローバープラザ アリーナ棟・アーチェリー場

3 協力（予定）

福岡県警察音楽隊、福岡県手話の会連合会、(公社)福岡県理学療法士会、
福岡リゾート＆スポーツ専門学校、福岡医健専門学校、ILPお茶の水医療福祉専門学校
福岡市立席田中学校、福岡市立香椎第二中学校、福岡市立香椎第三中学校
福岡県・ハンディキャップスポーツ・サポートの会（FHSの会）（順不同）

4 競技運営

（1）競技・種目・障害・年齢区分

競技・種目及び障害・年齢区分は「福岡県身体障害者体育大会 競技種目及び障害区分表」（別表1）のとおりとする。

（2）競技の組み合わせは、大会事務局が競技運営主管団体と協議のうえ決定する。当日の変更及び異議の申し立ては受け付けないものとする。

（3）競技の組み合わせは、次により行うものとする。

- ア 原則として男女別とする。※ただし、フライングディスク アキュラシー競技は除く。
- イ 競技は、競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下「同一区分」という。）ごとに行うものとする。ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由がある場合は、同一区分以外の者と競技を行うことがある。
- ウ 全国大会出場希望の有無に分けて、競技を行う。

（4）表彰式

各競技終了後、隨時行う。

（5）競技記録

競技記録及び成績は、会場内の記録掲示板に掲示する。

5 表彰

各組単位で、同一区分毎に3位までの入賞者にメダルを授与する。

6 参加申込み

(1) 申込み方法

参加希望者は、参加申込書（個人票）【様式1号】に必要事項を記入し、下記提出先へ参加申込みをすること。

(2) 提出先（以下、「関係機関」という。）

参加申込者		提出先
ア	個人	市町村担当課
イ	身体障害者福祉協会会員	当該身体障害者福祉協会
ウ	施設入(通)所者	当該施設
エ	特別支援学校在籍生徒	在籍する学校
オ	エ以外の学校に在籍する生徒	在籍する学校 若しくは 市町村
カ	競技団体所属会員 ※アーチェリー、卓球、STT 競技のみ	当該競技団体 若しくは 市町村

(3) 申込期限

平成29年2月28日（火）

7 参加申込書の確認 及び 事務局への提出

(1) 参加申込書を受付けした関係機関は、参加申込書（個人票）【様式1号】を取りまとめのうえ、選手団総括表【様式2号】を添えて大会事務局（以下、事務局という。）へ郵送で提出すること。

(2) 申込上の留意事項

ア 町村及び町村身体障害者福祉協会

・管内の参加申込書を取りまとめ、当該郡身体障害者福祉協会に提出すること。

イ 市身体障害者福祉協会

・管内の参加申込書を取りまとめ、関係市福祉事務所に提出すること。

ウ 郡身体障害者福祉協会及び市福祉事務所

・町村及び市町村身体障害者福祉協会より提出された参加申込書を取りまとめのうえ、選手団総括表を添えて提出すること。

エ 施設、学校、競技団体

・貴管下の参加申込書を取りまとめのうえ、選手団総括表を添えて提出すること。

オ 卒業等により所属先の変更が生じた場合、旧所属（当該選手の申請を行った所属）の担当者は、変更届を提出し所属先を変更しなければならない。なお、提出前に必ず新所属との調整を行うこと。

(2) 申込期限

平成29年3月3日（金）（必着）

なお、期限経過後の参加申込及び変更は受け付けないものとする。

(3) 申込先

〒816-0804

福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階

第 55 回福岡県身体障害者体育大会事務局

福岡県障害者スポーツ協会 担当 染谷（そめたに）

TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228

8 参加出場選手の決定

事務局は、出場希望参加者を選手登録のうえ、大会出場の選手は主催者にて決定する。また、大会に必要な事項や資料の送付は選手団責任者宛てに通知するものとする。

9 番号布（ナンバーカード、ゼッケン）

- (1) 登録番号は、選手登録終了後、事務局より選手団責任者へ通知する。
- (2) 競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。
- (3) 番号布は、出場選手本人が準備するもの。
- (4) 番号布の規格は、以下のとおりとする。
ア 白の布地 縦 15 cm × 横 25 cm
イ 黒色で大きく登録番号若しくは団体名、氏名を記入すること。

【例】陸上・フライングディスク・アーチェリー



【例】卓球 (STT 競技含む)



10 大会当日の留意事項

- (1) 競技場内への入退場は、係員の指示に従うものとする。
- (2) 出場選手の介助等のため競技場内に入場できる者は、予め許可を受けた者に限る。

11 氏名・大会中の写真等個人情報について

大会にあたり、選手の氏名、写真、映像等がテレビ・新聞等で報道されることがあります。大会プログラム及び大会報告書の冊子や協会ホームページ等に、氏名、障害、所属団体名、大会中の写真等を掲載する所以ありますので、予めご了承ください。参加申込書類が提出された時点で、同意があったものとして取扱います。

12 全国障害者スポーツ大会への福岡県選手の派遣

今大会の競技記録・成績は、平成 29 年 10 月 28 日～10 月 30 日に愛媛県で開催される「第 17 回全国障害者スポーツ大会 愛顔（えがお）つなぐえひめ大会」の選手の選考記録となり、福岡県選手は別途開催される福岡県選手団選考委員会において決定されます。

13 その他

この実施要領に定めるもののほか、競技運営上に必要な事項は、別途競技ごとに競技別実施要項を定めるものとする。

平成 28 年度全国障害者スポーツ大会競技規則改正に伴う 福岡県身体障害者体育大会の競技規則の一部改正について

陸上競技において競技規則が一部改正されました。

■ 規則

(1) スタートについて

一般的の陸上競技の規則を適用とする。スタートコールは「イングリッシュコール」へ、不正スタート（フライング）は1回目で失格とする。

「On Your Marks : オン・ユア・マークス」(意味：位置について)

「Set : セット」(意味：用意)

(2) 立幅跳での声、音源による援助の廃止

立幅跳での声や音声による誘導は必要がないため「走幅跳のみ」と限定した。

(3) 50m音競走での選手団からの音源誘導者選出について

競技役員による音源出しとなっているが、選手団役員の中からも「音源誘導者」を選出し音源を出すことができる。

※50m音競走とは、視覚障害者の50m走のことを意味する。

■ 解説

(1) 投てき競技での種目の選択

ジャベリックスローとソフトボール投は、区分8を除き、双方にエントリーはできない。

※県大会は1種目のみしか出場できないため、該当しない。

卓球競技において障害区分名が変更されました。

■ 解説

(1) 肢体2区分番号7「頸髄損傷」を「第8頸髄まで残存」に訂正

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

福岡県身体障害者体育大会における福岡県独自ルールについて

福岡県における独自ルールについて、確認事項をお知らせします。

(1) 内部障害のうち、ぼうこう又は直腸機能障害は、陸上競技、アーチェリー競技、フライングディスク競技は全国障害者スポーツ大会の選考対象種目となる。ただし、卓球競技は、全国障害者スポーツ大会での出場競技（障害区分）が設けられていないため、県大会のみのオープン種目とする。

(2) その他の内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害以外）は、すべての競技が県大会のみのオープン種目とする。

福岡県身体障害者体育大会 競技種目及び障害区分表 (別表1)

【共通事項】 年齢区分 1部 39歳以下 ・ 2部 40歳以上

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	競技種目 障害区分	競走							跳躍		投てき			
					※1 5 0 0 m	1 0 0 m	2 0 0 m	4 0 0 m	8 0 0 m	1 5 0 0 m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー
肢体不自由	上肢	1	手部切断 片前腕切断 片上肢不完全 片上腕切断 片上肢完全	(◎) (◎)								(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		2	両前腕切断、片前腕・片上腕切断 両上肢不完全	(◎) (◎)								▲	(◎)	(◎)			
		3	両上腕切断 両上肢完全	(◎) (◎)								▲	(◎)	(◎)			
	下肢	4	片下腿切断 片下肢不完全	(◎) (◎)								(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		5	片大腿切断 片下肢完全	(◎) (◎)								(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		6	両下腿切断	(◎) (◎)								(◎)		(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		7	片下腿・片大腿切断 両下肢不完全	(◎)								(◎)		(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		8	両大腿切断 両下肢完全												(◎)	(◎)	(◎)
		9	体幹 ※2	(◎) (◎)								(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
	車椅子使用以外で	10	第6頸髄まで残存	(◎) (◎)							(◎)						(◎)
		11	第7頸髄まで残存		※3	※3			※3	※3	(◎)						(◎)
		12	第8頸髄まで残存	(◎) (◎)			(◎)	(◎)	(◎)	(◎)				(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		13	下肢麻痺で座位バランスなし	(◎) (◎)			(◎)							(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		14	下肢麻痺で座位バランスあり		※3	※3			※3	※3	(◎)				(◎)	(◎)	(◎)
		15	その他の車椅子	(◎) (◎)			(◎)							(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
	疾患性脳原性麻痺等	16	四肢麻痺で車いす使用	(◎)						(◎)							(◎)
		17	けって移動	(◎)						(◎)							(◎)
		18	上下肢で車いす使用	(◎)						(◎)				(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		19	上肢で車いす使用	(◎) (◎) (◎)			(◎)	(◎) (◎)						(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		20	その他走不能											(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	(◎) (◎) (◎)					(◎)			(◎) (◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		22	その他走可能	(◎) (◎) (◎)					(◎)			(◎) (◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
		23	電動車椅子常用						(◎)								(◎)
視覚障害	24	視力0から光覚弁まで	(◎) (◎) (◎)			(◎)	(◎)		(◎)			(◎) (◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
	25	視力手動弁から0.03まで 視野5度以内	(◎) (◎) (◎)			(◎)	(◎)		(◎)			(◎) (◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
	26	その他の視覚障害	(◎) (◎) (◎)			(◎)	(◎)		(◎)			▲	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	27	聴覚障害	(◎) (◎) (◎)			(◎)	(◎)		(◎)			▲	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
	28	ぼうこう又は直腸機能障害	(◎)						(◎)			(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)
内部障害	29	その他の内部障害 (※オープン種目)	各選手団において参加可能な種目を選択してください。														

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※2 体幹とは、頸部・胸部・腹部・腰部（脊柱）のみに変形がある者。（脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する。）

ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能の障害があつてもこの区分に該当しない。

※3 複数の障害区分にわたり一つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

2 アーチェリー

◎男女別、年齢区分別

●男女別

		区分番号	競技種目 障害区分	リカーブ		コンパウンド	
肢 体 不 自 由	脳原性麻痺以外で車いす常用			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
	1	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	●	
	切断・機能障害	2	その他の車いす	◎	◎		
		3	上肢障害	◎	◎		
		4	下肢障害 (椅子・車いす使用を含む)	◎	◎		
		5	体幹	◎	◎	●	●
	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺	◎	◎		
	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	7	聴覚障害	◎	◎		
	内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	◎	◎		
		9	その他の内部障害 (※オープン種目)	◎	◎	●	●

3 卓球

◎男女別、年齢区分別

		区分番号	競技種目	卓球	STT
肢 体 不 自 由	1 上肢障害	1	片上肢障害	◎	
		2	両上肢障害	◎	
		3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
		4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
		5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
	2 脳原性麻痺以外で車椅子使用者	6	体幹	◎	
		7	第8頸髄まで残存 ※	◎	
		8	座位バランスなし	◎	
	3 脳原性麻痺	9	その他の車いす	◎	
		10	車いす使用	◎	
		11	杖または、松葉杖使用	◎	
		12	上肢に不随意運動あり	◎	
		13	上肢に不随意運動なし	◎	
	視覚障害	14	片側障害	◎	
		15	視力0から0.03までまたは、視野5度以内		◎
	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	16	その他の視覚障害	◎	
		17	聴覚障害	◎	
	内部障害	18	ぼうこう又は直腸機能障害 (※オープン種目)		◎
		19	その他の内部障害 (※オープン種目)		

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 フライングディスク

◎区分なし ●男女別

区分番号	競技種目 障害区分	アキュラシー			ディスタンス	
		ディスリート3	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
1	肢体不自由					
2	視覚障害	◎				
3	聴覚障害		◎	◎	●	●
4	内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)	※オープン種目 全スポーツ出場を希望しない者のみ参加可				
5	その他の内部障害 (※オープン種目)		◎	◎	●	●

〈参考〉障害区分の解説

■肢体不自由 1

			障害区分名	解 説
切断または機能障害	上肢	切断	手部	片側及び両側の手部切断者
			片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
			両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕	両上腕の切断者
			片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
	下肢	機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	立位	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
			片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
			両下腿	両側の下腿の切断者
			両大腿	両側の大腿の切断者
			片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
		機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
			多肢切断	三肢以上の切断者
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
	体幹	体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）【注1】

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があつてもこの区分には該当しない

■肢体不自由 2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			座位バランスなし	【注2】
			座位バランスあり	
			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

■肢体不自由 3

(脳性 麻痺、 脳原性 血管疾 患、 脳外傷等)	陸上競技 卓球	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	
			上下肢で車いす使用	日常動作において片側の上肢と下肢で車いすを操作する者	
			上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注 4】	
		立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のため上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者	
			その他走可能	【注 5】	
		車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者	
		立位	杖・松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
			上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者	
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者	
その他		片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者		
その他		電動車いす常用 (陸上)	原則として四肢体幹機能障害等により日常的に電動車いすを使用している者		

【注 4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する

【注 5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能なものすべてがこの区分に該当する

■視覚障害

視覚障害	視力 0 から光覚弁まで	【注 6】
	視力手動弁から 0.03 まで 視野 5 度以内	
	その他の視覚障害	

【注 6】視力は、両眼の和ではなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害	聴覚障害	区分しない
-------------------------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

お問合せ先

大会事務局 福岡県障害者スポーツ協会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番7号

TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228